

国際結婚家庭の子どもたちとともに生きる

敷田 佳子*

Living with children from international marriage families in Japan

SHIKITA Keiko

要約：本論文は、日本における国際結婚家庭の子どもたちをとりまく背景やかれらが直面する差別・社会的偏見について、歴史的背景と社会的文脈を踏まえて記述している。特に、アメリカでの異人種間結婚や人種差別の歴史を参照しながら、国際結婚家庭の子どもたちが日本でどのような経験をしているのか、また教育環境がどのように変化していくことが望ましいのかについて考察した。

まず冒頭では、「国際結婚家庭のこども」の背景について説明している。日本では「父母の一方が外国籍」である子どもの数は統計上明らかにされているが、帰化した外国人との子どもや日本にルーツを持つ外国籍の子どもなど統計に現れないケースも多いため、「国際結婚家庭の子ども」の実数は統計に表れるよりも多いと考えられている。

続いて、アメリカにおける異文化間結婚、特に黒人と白人のカップルに関する歴史的背景と差別の構造が今の社会における差別問題にどのように影響しているのかを記述した。アメリカでは異人種間結婚が合法化される以前、黒人と白人の子どもは「ワン・ドロップ・ルール」によって黒人と見なされ、激しい差別を受けてきた。また、このようなアメリカにおける人種差別の歴史は日本社会にも影響を及ぼしている。戦後、日本で「混血児」と呼ばれる子どもたちは社会問題化し、特に黒人系混血児は激しい差別に晒された。その後、1970年代には「ハーフ」という呼称が広まり、混血児に向けられた差別的なまなざしは表面的には薄れたが、新たな差別が生まれることになった。「ハーフ」という呼称は今も多くの人々に使われているが、当事者の複雑性を反映し、近年では「ミックス」や「ミックスルーツ」など、より多様な表現が選択されるようになっている。

* 龍谷大学文学部非常勤講師

今後、国際結婚家庭の子どもたちが経験する差別や偏見を解消するためには、教育環境の改善が必要である。特に、差別や偏見を無意識に再生産する社会的なメカニズムに対して意識的な変革が求められている。日本の教育現場でも、これらの子どもたちに対する理解を深め、差別的な待遇をなくすための取り組みが重要であると考えられる。

キーワード：国際結婚家庭、ハーフ、マイクロアグレッション

Abstract: This article explores the background of children from international marriage families in Japan, focusing on the discrimination and social prejudice they face within the historical and social context.

The paper examines the experiences of these children and discusses necessary changes in the educational environment, drawing parallels with the history of interracial marriage and racism in the United States.

The paper defines ‘international marriage’ from the perspective of ‘nationality.’ While the number of children with foreign-nationality parents is available through statistics, many cases are not included, such as children of naturalized foreigners or those with foreign ancestry in Japan. Consequently, the actual number of children from international marriages is believed to be higher than what the statistics suggest.

The following section discusses the historical background and the structure of discrimination regarding intercultural marriages in the U.S., particularly between black and white couples, and how this history influences societal discrimination today. Before the legalization of interracial marriage, black and white children were considered as black under the ‘one drop rule’ and faced severe discrimination. This legacy of racism in the U.S. has also affected Japanese society. After World War II, children of mixed-race backgrounds in Japan were viewed as a social problem, with Black mixed-race children enduring intense discrimination. In the 1970s, the term ‘HALF’ became popular, and while the discriminatory aspect of mixed-race children’s identities lessened, new forms of prejudice emerged. Although the term ‘HALF’ is still commonly used, more inclusive terms like ‘mixed’ or ‘mixed roots’ have gained traction in recent years, reflecting the complexity of these individuals’ identities and addressing the discriminatory nature of the original term.

To eliminate discrimination and prejudice against children from international marriage families,

it is essential to improve the educational environment. Specifically, a conscious shift is necessary to address the social mechanisms that perpetuate unconscious discrimination and prejudice. Efforts to foster understanding and eliminate discriminatory treatment in Japanese educational settings are crucial for the future of these children.

Keywords: international marriage families, mixed roots children, microaggressions

1. はじめに——この社会で共に生きる国際結婚家庭の子ども

日本には多くの「国際結婚家庭の子ども」が暮らしている。厚生労働省の統計によると、「父母の一方が外国人」の子どもの出生数は1987年の時点で10,002人、その後1995年以降は2012年まで2万人を超える年が続いた。現時点で得られる最新のデータ（2022年）では15,271人でやや減少傾向にあるものの、1987年以降一貫して1～2万人の「父母の一方が外国人」の子どもが毎年生まれ続けていることになる。是川（2018）によると2015年時点で84万7173人の国際結婚家庭の子どもがいると推定される。

日常生活においても、国内のテレビや雑誌等のメディアで「ハーフ」と呼ばれる人々の姿を目にすることが頻繁にある。国際結婚家庭の子どもや若者の経験はひとくくりにはできない多様なものだが、その一方で、多くの人が偏見に基づくいじめやからかいといったマイクロアグレッションを日常的に受けているという点では共通している。なお、マイクロアグレッションとは社会的マイノリティ集団（有色人種、女性、LGBT等）を対象とした、けなしや侮辱の言動を指す。こうした言動は日常的な何気ないやりとりの中で見られ、わかりにくくしばしば自動的に行われる。背景にはマジョリティ側がもつ意識的・無意識的な固定観念や先入観がある（スー, 2020）。

例えば、何気ない会話の中で、自分のルーツがある国を蔑むような言葉が学校の同級生や同僚、たまたま出会った見知らぬ人から発せられることがある。当事者はそれを聞き、深く傷つきながら「絶対に自分のルーツを知られてはいけない」と考える。あるいは、一見誉めているようにも聞こえる「日本語上手だね」「お箸使えるの、すごいね」などの発言は、「あなたは私とは違う」「あなたはこの社会の一員ではないよそ者である」という暗黙のメッセージを伝えている。発言した人に悪気はなくても、受け手の方は同じような言葉を何年にもわたって繰り返し聞き続け、その結果精神的にも肉体的にも深刻なダメージを受けることになる（スー, 2020）。本稿では、こうした国際結婚家庭における子どもたちが日本で直面する差別や社会的偏見について、アメリカの社会的文脈も参照しながら考察していく。その上で、こうした子どもたちとともに生きていくため

に、教育環境がどのように変化していく必要があるのかを検討する。

1-1. 「国際結婚家庭の子ども」とは誰を指すのか

「国際結婚」とは国籍が異なるものどうしの結婚——つまり、日本籍と外国籍の人との間の婚姻を指している。政府統計を見ると、夫妻の一方が外国籍である婚姻件数及び全婚姻件数に占める構成割合は、2006年の6.1%（4.5万件）をピークに減少し、近年では約3.5%程度（約2万件）で推移している。夫婦の一方が外国籍である婚姻の中で、夫日本籍・妻外国籍という組み合わせが3分の2を占める。妻の国籍は多い順に中国、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ、ブラジル、アメリカ、ペルーで、アジア諸国の占める割合が大きい。一方、男性が外国籍の場合は韓国・朝鮮、アメリカ、中国、ブラジル、イギリス、フィリピン、ペルーの順となっている（内閣府男女共同参画局, 2021）。

国際結婚から生まれる子どものうち統計で明らかになるのは日本政府に届出のあった「日本籍と外国籍」の婚姻から生まれた子どもの数のみである。例えば、帰化して日本籍を得た外国出身者と日本籍の人との子どもは「父母ともに日本人」としてカウントされるため、統計からその数を知ることはできない。冒頭で述べたように、人口動態統計によると「父母の一方が外国籍」の子どもの出生数だけで1995年以降毎年15,000人以上、多い年では24,000人を超えているが（厚生労働省2022）、その他にも、外国籍で日本にルーツを持つ親の子ども、両親は日本国籍だが祖父母が外国籍である場合など、統計には反映されないものの「国際的な」結婚に関わりをもつ子どもたちの多様なケースが想定されるのである。これらの様々な背景を持つ子どもたちも、マジョリティ側からは「ハーフの子」として一括りに扱われることがある。

1-2. 「国際結婚」の背景

先の統計で見たように、日本人男性と結婚する移民女性にはアジア出身者が多いが、この背景には「移民の女性化」という現象がある。1990年代以降、発展途上国のアジア人女性が労働・結婚・留学といった目的でヨーロッパやアメリカ、日本といった「先進国」へと越境する現象が顕著となった。さらに、それらの女性移動者が移住先で担う活動は生殖（＝妊娠・出産）やケア労働（＝家事労働や子育て、介護）といった再生産領域に偏っているという特徴がある。こうした状況は、世界の中でもより不利な状況にある女性をケア労働に閉じ込め搾取する構造として、「グローバル・ケア・チェーン」という言葉を用いて批判されてきた（アルッザほか2020, 伊藤2008, 上野2011）。

他に、日本特有の文脈として言及しておかねばならないのは、韓国・朝鮮籍の人々の存在であろう。かれらの中にはビジネスや留学目的で来日したニューカマーのほか、植民地政策のもと祖先が日本へ渡りそのまま定住したオールドカマーの子孫が含まれる。かつては「韓国・朝鮮」籍の人々が在留外国人の9割を占めていたが、外国籍総数が増加したために全体に占める割合は低下していった。国籍別では2007年に1位の地位を中国に譲り、数としても減少傾向が続いている。

2節以降では、国際結婚から生まれた子どもたちを中心に、国際結婚を取り巻く問題に焦点をあてる。まず、国際結婚という言葉の意味や国籍について確認し(2節)、次に国内の問題についてより深く理解するためにアメリカの社会背景について見ていく(3節)。さらに国際結婚から生まれる子どもたちの呼び方の変遷、かれらへの社会の眼差しや差別の現状を追っていく(4節)。続けて、外国人女性である母親の置かれる立場について、最後に子どもの教育問題について考えていく(5節)。

2. 「国際結婚」とは何か——国籍との関係

日本で当たり前のように用いられている「国際結婚」は、英語に直訳すれば「international marriage」となるが、この言葉は日本以外ではそれほど一般的ではない。英語圏では、*interracial-marriage*や*mixed-marriage*(=異人種・異民族間結婚)、2000年前後からは包括的に*intermarriage*,あるいは*cross-cultural marriage*, *inter-cultural marriage*(異文化間結婚)といった表現も使われることが多くなった。吉田(2005)は、異文化間結婚という表現は「異なった言語・宗教・民族・国家・階級・地域・人種に属する者同士の結婚を表すのに、より適切と考えられ」好んで使用されるようになってきた、と述べる(pp.302-303)¹⁾。こう見てくると、「国際結婚」は国籍要件の厳しい日本特有の事情を反映している言葉であると考えられる。

次に、国際結婚家庭から生まれた子どもの国籍について考えてみよう。日本では父母どちらかの国籍が日本であれば、生まれた子どもの国籍も日本となる「血統主義」をとっている。一方、アメリカやブラジル、カナダなどの国では親の国籍は関係なく、国内で生まれた子どもにはみなその国の国籍が与えられる(これを「出生地主義」という)。さらに1985年「国籍法」以前の日本では父親が日本国籍を持つ場合のみ子どもに日本国籍が与えられるという、家父長主義に基づく「父系血統主義」が取られていた(下地2018)。

1985年に国籍法の要件が変更されてからは、父母どちらが日本人であるかに関わらず子どもは日本国籍を取得することが可能となった。ただし、「二つ(以上)の国籍を持ちうる国際結婚家庭の子どもが将来どちらの国籍を選択するのか」は家族にとって今も大きな関心事である。なぜ

なら日本は二重国籍を原則認めておらず、複数の国籍を持つ人には20歳までに日本国籍を維持するか否か選択することを義務付けているからだ（2022年に選択の上限年齢を22歳から20歳に変更）。プロテニスプレーヤーとして活躍する大坂なおみ選手は、日本人の母親とハイチ系アメリカ人の父親を持ち日本とアメリカ二つの国籍を保有していたが、22歳の誕生日を目前に日本国籍を選択したことがメディアを通じて大きく報じられた（NHKニュースEASY, 2019年10月15日配信記事）。日本国籍を持つ大坂選手だが、人生のほとんどをアメリカで過ごし、日本語より英語が流暢である。彼女の例だけを見ても、国籍からその人の背景を知ることはできないということが明らかだろう。

3. 異文化間結婚と子どもたち——捏造された人種

3-1. アメリカにおける人種差別とパッシング

日本国内の問題について考えるために、まずアメリカでの異文化間結婚——特に黒人と白人のカップル——から生まれた子孫が歴史的にどのように扱われてきたのかを理解する必要がある。周知の通り、アメリカには黒人差別が構造的に行われてきた歴史がある。1863年の奴隷解放宣言の後も、アフリカ系アメリカ人は人種隔離政策（ジム・クロウ法）のもとで長い間公然と差別を受けてきた。さらに「ワン・ドロップ・ルール」という規定により、ルーツをさかのぼってアフリカ系祖先が一人でもいる場合は黒人とみなされた——いわば人種は「捏造」されたのである（新田2022, p.471）。“異人種間結婚”は1967年まで法律で禁止されており、婚姻関係にない黒人と白人の間に生まれた子どもが多く存在していた（竹沢2023, p.356）。

想像を絶するような過酷な黒人差別のもとでも黒人と白人の間に生まれる子どもは増え続け、その境界はますます曖昧になっていった。アメリカでは外見的に見分けのつかないほど肌の白い黒人が白人になりすます行為を「パッシング」といい、文学作品でも伝統的なテーマとして取り上げられてきた。英語のpassは、誰かがある人格として「通用する」状況を表している（新田2022）。なお、社会学者のゴッフマンは、他者との関係性において信頼を失わせるようなネガティブな属性を「スティグマ」、付与されたスティグマを告白しないことを「パッシング（＝素性を隠しての越境）」と呼んだ（ゴッフマン2009）。すべての黒人があらゆる公共施設の利用を制限されている中でパッシングを実行することは大きなリスクを伴う行為だったが、理不尽な差別にうんざりしていた黒人たちによる抵抗の側面を持っていたとも指摘できる。

3-2. 文学作品に描かれてきた差別

パッシング小説として最も有名な作品の一つであるネラ・ラーセンの“Passing”に登場するのは、出自を偽り白人男性と結婚して娘をもうけた黒人女性である。1929年にアメリカで出版されたこの小説は当時のニューヨークを舞台とした古典的小説で、2021年にはNetflixで映画版『PASSING—白い黒人』（レベッカ・ホール監督・脚本）が世界配信された。日本国内でも『パッシング／流砂にのまれて』（2022, みすず書房）が新たに翻訳出版されるなど再び注目を集めている。こうした動きの背景には同時期のBLM運動の広がり象徴されるように、世界的な人種差別への関心の高まりがあるだろう。

近年では、同様のテーマを扱ったブリット・ベネットの『ひとりの双子』（2022）という小説がアメリカで大ベストセラーとなった（原典“The Vanishing Half”は2020年に出版）。物語の中心は、「肌の白い黒人」だけが住むという架空の田舎町で生まれ育った双子の少女だ。ある晩、二人は自由を求め都会を目指して家出する。その後しばらくの間はニューオーリンズで助け合って暮らしていたのだが、双子の一人が忽然と姿を消す——彼女は自分の過去を全て捨て去り、白人男性と結婚していたのだった。

『パッシング』『ひとりの双子』という二つの小説に描かれる「肌の白い黒人女性」はいずれも裕福な白人男性と結婚し、豪奢に暮らしている。その一方で、ひょんなきっかけ（たとえば、昔の知人との邂逅や生まれてくる子どもの肌の色）から自らの出自が暴かれはしないかと常に怯え、元のコミュニティと関わることもできず、嘘で塗り固められた生活の中で孤独に苦しんでいるのである。これらの女性にとって、真実が明らかになることは人生の破滅を意味した。このように、人種差別が生み出す悲劇的な状況を生きる人々は実在していたし、今も差別の構造は存続している。スタンフォード大学で心理学を研究するエバーハート（2021）は、「（社会が）どれだけ発展を遂げても、黒い肌はキレイに消すことができない汚れとして見られている」（p.170）と指摘する。

果たしてこうした差別はアメリカ特有の問題で日本社会には関係のないことなのだろうか。「日本にはアメリカのように苛烈な人種差別はない」という言説を目にすることがあるが、それが本当なのかどうか次節で考察していく。

4. 日本における国際結婚家庭の子ども——呼称の変遷と差別の構造

4-1. 戦後社会問題化した混血児

日本には“アメリカ産の人種にまつわるステレオタイプ”が浸透しており、国際結婚家庭の子どもを含む外国にルーツを持つ（とりわけブラックルーツの）人々の日常に深刻な影響をもたらした

ている（竹沢2023, p.32）。そのことを巧みに表現したのが有吉佐和子の『非色』である。1964年に出版されたこの小説は、差別的表現があるとして重版未定となっていたが、2020年に河出書房新社にて復刊した。文芸評論家の斎藤美奈子氏は巻末解説で「筆者の構想は個人の人生を破壊する『差別の構造』を描くことだった」と復刊の意義を述べる。物語の前半は東京を舞台とし、主に主人公笑子の目を通して戦争直後の日本における人種差別がどのようなものだったかが描かれている。職場で出会った黒人兵のトムと付き合うようになった笑子は、母の大反対を押し切ってトムと結婚する。しかし、生まれてきた“混血児”メアリイも好奇の目にさらされ、やがて酷いじめにあうのを見て、笑子は夫の暮らすニューヨークに渡る決心をするのであった——さらに過酷な運命に巻き込まれていくとは知らずに。

下地（2018）はこの笑子の娘メアリイのような子どもたちが日本社会でどのように扱われてきたかを詳細に検証している。戦後、GHQの占領期間が終わると、これら「混血児」は瞬く間に社会問題化した。それまでの朝鮮半島や台湾・アイヌ民族などとの「混血」とは別に、戦後の「混血児」はほとんどが米兵と日本の女性との間に生まれた子どもたちを指していた（pp.30-31）。当時、米兵と結婚する日本人女性は「戦争花嫁」と呼ばれ、かれらの間に生まれた「混血児」の置かれた環境は概して厳しいもので、あからさまな差別を受けることが多かった。中でも、より問題化され他者化されたのは「黒人系混血児」だった。河合（2014）は、ここに「白色人種」を頂点とし「黒色人種」を底辺に位置付ける人種概念に基づく混血観が反映されている、と指摘する（p.42）。

4-2. 「混血児」から「ハーフ」へ

一方、1970年代ごろになると映画やテレビの影響力の増大から国内では「ハーフ・ブーム」が起きる。象徴的だったのは1970年のアイドルグループ「ゴールデン・ハーフ」の登場で、これ以降新聞では「混血」ではなく「ハーフ」という言葉が頻繁に用いられるようになった（下地2018, p.157）。なお、英単語の“half”に日本語でいうところの「ハーフ」（国際結婚家庭の子どものように複数のルーツを持つ人）という意味はなく、日本でのみ通用する呼称である（当事者の間でもローマ字を用いて「HAFU」と表記することがある）。「ゴールデン・ハーフ」登場前後の日本では、アメリカ文化を積極的に受容した消費社会を背景に、不幸な境遇のもとで育ち「戦争の落とし子」と蔑まれていた中から「混血タレント」として華々しく活躍する人々が次々と現れた。同時に、白人系の女性と結び付けられ人種化・ジェンダー化されたポピュラーな「ハーフ」イメージが定着し、このプロセスにおいて混血児への差別の問題は覆い隠されていった。

90年代になると黒人文化への憧れからカルチャー雑誌で黒人系のモデルが起用されるようになるが、かれらは単なる「ハーフ」ではなく「ブラックハーフ」として言説化されていた（下地2018, p.195）。加えて90年代前半には「日比混血児問題」として、フィリピン人女性との間に子をもうけたものの養育義務を果たしていない日本人男性の責任が問われるケースが次々とメディアで取り上げられた（堀口・井本2014）。この頃は否定的な文脈で「混血児」という言葉がまだ用いられていたが、90年代後半以降に各種メディアは「混血児」を差別表現と認定してその使用を避ける方針を決定している（下地2018, p.196）。

さらにその後、半分を意味する「ハーフ」は差別的であるとして「ダブル」「国際児」といった呼称が当事者関係団体等から提案されたこともあった。しかし、一般的にはあまり定着しておらず、今のところ日本社会に一番浸透しているのが「ハーフ」という言葉だろう。一方、当事者の中には「ハーフ」ではなく、英語圏でよく用いられる「ミックス」「ミックスルーツ」を好んで使う人も多い。このようにさまざまな呼称が併存する状況は、それだけ当事者の経験が多様で複雑であることを反映している（下地, 2018 年11月13日配信記事）。

4-3. 国際結婚家庭の子どもが経験するマイクロアグレッション

3-2で紹介した小説『ひとりの双子』では、黒人どうしが肌の色の薄さを誇りあい、より色の黒いものを排除するという「カラリズムcolorism」が描かれている（新田2022）。これはアメリカだけに存在する問題ではない。現在に至るまでインドやブラジル、東南アジアといった世界各地で白人中心主義的な価値観に基づく白い肌への執着がみられる（竹沢2023, AFP通信2020）。もちろん日本にも根強い「白い肌信仰」がある。また、先の河合（2014）が指摘するように日本には白色人種を頂点とし、植民地主義を背景とする「人種」ヒエラルキーが存在している。この点について、貴堂（2021）は次のように述べる。

戦後の日本はといえば、冷戦下で対米依存の度合いを強め、米国の大衆文化の影響を受けつつ、米国白人と同様、「白さ」を至高とする白人至上主義的な文化に馴化してしまったかのようだ。名誉白人的な人種意識を日本人が持っているからこそ、自分は人種問題とは無縁であり、差別的であることを指摘されると自己防衛的な行動をとるのではないだろうか。

社会全体として差別に無頓着な傾向は、さまざまなマイクロアグレッションにつながっている。藤見よいこ氏は国際結婚家庭の子どもが実際に経験するさまざまな差別を、漫画『半分姉弟』で

鮮やかに再現している。第1話に登場するのは図1の姉弟である（かれらはフランス人の父と日本人の母を持つ）。ミドルネームを削り改名したと突然姉に報告してきた弟・優太は「普通になりたいだけ」と訴える。一方の姉・和美は、幼い頃から「異質な存在」として扱われるたびに明るく受け流してきたが、内心では深く傷つき疎外感に苦しんでいる。

第2話では中国人の母を持つ女性・紗瑛子の複雑な心情が描かれる。美容師の彼女に、常連客が「なんであの人たちって（＝中国人観光客）あんないつも声デカいのかな？電車とかでもうるさくてやだよねえ・・・」と語りかける。この客は紗瑛子の母親が中国人であることな



【図1】『半分姉弟』扉絵

ど知る由もない（外見からルーツが明らかになることがない紗瑛子は意識せずともパッシングしている状態にある）。一方の紗瑛子は客の発する言葉に大いに動揺し動悸が止まらなくなる。

国際結婚家庭の子どもが二つ以上の文化圏を物理的に往来することは珍しくないが、かれらはそれぞれの場所でマイクロアグレッションに晒され、いずれの場所にも帰属意識を持ってないことがある。先にあげた『パッシング』の筆者ネラ・ラーセンは、デンマーク出身である白人の母親と西インド諸島出身の黒人の父親を持っていた。彼女は別の小説『流砂にのまれて』の中で自身を投影した主人公ヘルガに次のように語らせている——「異なる人種どうしの結婚がいいとは思いません。そうした結婚はトラブルをもたらすだけです。特に子どもにとってはそうです。自分自身の苦い経験から、わかり過ぎるほどわかっていることなんです」（ラーセン2022, p.296）。ヘルガの言葉には、アイデンティティに苦しみ続けたラーセンの複雑な思いが込められている。

2024年には「日本における複数の民族・人種等のルーツがある人々」を対象としたアンケート結果の分析が公表された（下地・市川2024）。有効回答数448のうち98%がマイクロアグレッションを経験し、ルーツに関するいじめや差別の経験があると回答した人の割合は68%という結果が出ている。マイクロアグレッションを受ける頻度が高いほどメンタルヘルスに深刻な影響をもたらしていることも確認されている。さらに、「ルーツを理由に見下されたり、店員や警察官から犯罪者のように扱われたりしたことがある割合は33%」など、深刻な差別といえるケースも多い。本アンケート調査は機縁法によるパイロット調査であり、これらの結果が一般的な傾向であるとの断定はできないものの、国際結婚家庭の子どもを含む複数のルーツを持つ人々の過酷な経験の一端が明らかにされたといえるだろう。

5. インターセクショナリティから考える外国人女性と子どもの経験

5-1. 日本人男性と結婚した外国人女性の経験

ここで少し視点を変えて、国際結婚家庭での外国人女性の立ち位置について考えてみよう。先の『半分姉弟』に登場した中国人の母親を持つ紗瑛子は、母親との関係がうまく築けない葛藤を抱えている。一方の母親は日本語が得意ではなく、日本で生まれ育ち日本語しか話せない紗瑛子と十分なコミュニケーションが取れないことに悩んできた。この母のように、日本人男性と結婚した外国人女性たちは複層的な意味でマイノリティの立場に置かれることがある。彼女たちは、地域社会に馴染むことに苦労するのはもちろん、家庭の中ですら孤立する可能性があるのだ。

冒頭で国際結婚では夫日本人・妻外国人という組み合わせが3分の2を占めると述べたが、外国人女性たちは出身国や言語、文化、居住地域等によって全く異なる経験を経て来日してきている。例えば、賽漠卓那(2011)は、一口に「中国人の母親」といっても都市部と農村部の出身者では経済的格差をはじめ、福祉、教育水準、教育観念に大きな格差があると指摘する(p.148)。こうした外国人女性の経験の複雑性を捉えるには、黒人フェミニズム運動から立ち上がったインターセクショナリティ(交差性)という概念が有用である。

インターセクショナリティとは、交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかについて検討する概念である。先に述べた「グローバル・ケア・チェーン」の背景にある国家・人種・ジェンダー間における権力の不均衡は、個々の女性が経験する家庭内外での差別や女性どうしの分断にもつながっている。インターセクショナリティは、こうした世界や人々、そして人間関係における複雑さを理解し、説明する方法である(コリンズ&ビルゲ2021, p.16)。

日本人男性と結婚した外国人女性は、たとえ高学歴で専門職についていた人であってもその経験を日本で活かすことが難しい。そこには日本語の壁だけでなく、伝統的な性別役割分業のもとで家事・育児の一切を任されているために、物理的・心理的余裕がないという問題があるかもしれない。また、外国人女性が育児を中心的に担っているにも関わらず、子どもの個人懇談に際して「(日本人の)お父さんと話したいのですが」と学校側から伝えられて不本意に感じたり疎外感を抱いたりする、というのもよく聞く話である。彼女たちは家庭内でも、社会でも、常に「よそのもの」として扱われ続ける。

もちろん、夫やその両親が協力的で家族が一丸となって子どもを育てている家庭もあるが、その逆に、外国人女性が家庭内外で深刻な女性差別・人種差別の両方を経験しているケースが少ない。彼女たちに向けられる眼差しは、植民地主義を彷彿とさせるような、「アジア人女性は

家庭的で従属的、反抗的なことは言わない」「日本語能力が低く控えめ」などのジェンダー観と連なっている（敷田2016）。さらに、外国人女性が離婚してシングルマザーとなった場合の困難は一層深刻である。2012年、生活に困窮していたと思われる外国籍のシングルマザーが子ども二人を道連れに心中するという事件が大阪・ミナミで起きた。この事件は関係者に衝撃を与え、その後外国にルーツを持つ子どもを支援する「Minamiこども教室」の設立へと繋がっている（Minamiこども教室2023）。

先のコリンズ&ビルゲ（2021）は、「インターセクショナリティは、単に研究を行うためのツールでなく、人々をエンパワーメントするためのツールでもある」（p.68）と述べる。子育てで何が許容されるかについては文化的な相違が大きい。自らの文化を相対化する姿勢を持っていなければ、私たちは容易に「自分たちの子育ての文化的価値や実践が他より優れている」というエスノセントリズム（自文化中心主義）に絡めとられてしまう（上野2022, p.169）。周囲の人々は、外国人女性たちの状況をひとくくりに捉え一方的にジャッジすることはできないと肝に銘じ、各々の出身国、文化的背景、今住む地域の環境、家族・学校との関係などを総合的に俯瞰した上で、彼女たちがこの社会で共に生きていくための支援を考えていく必要がある。

5-2. 子どもの学校経験——多様性を認める教育が求められている

最後に、日本の学校に通う国際結婚家庭の子どもたちの経験について考えてみよう。公教育における既存の価値観を温存し「みんな同じ」を強調するならば、国際結婚家庭の子どもは学校において「異なる存在」として扱われることになる。コリンズ&ビルゲ（2021）は、「学校教育の第一の目的は、スキルの提供だけではなく、遅れをとっている生徒を訓練し、成功している生徒たちに追いつかせることにある、と無批判に仮定してきた。新自由主義的な仮定においては、一見失敗しているように見える生徒を既存の社会的ヒエラルキーに同化させることが、最終的には教育の公平性を生み出すことになる」とされるのだ」（p.280）と述べる。それぞれの子どもの独自性が正當に評価されなければ、それは容易に「劣っている」「間違っている」「失敗している」というレッテルに転化し、固定的で一律的な基準のもと“成功”しているように見える生徒たちに「追いつかせること」「合わせること」が盲目的に目指されてしまう。

さらに、子ども一人一人の“異なり”を排除するような雰囲気为学校があれば、国際結婚家庭の子どもたちは自分の属性の一部を「隠さねばならないもの」と捉えるようになるだろう。人種的境界を越境する「パッシング」についてはすでに述べた通りだが、日本の学校に通う国際結婚家庭の子どもは可能な限り「日本人」としてパッシングを試みている。外見的な特徴からパッシン

グが不可能な場合には、立ち居振る舞いや慣習といった側面において周囲への同化を試みる（山本2013, p.286）。それほどまでに「他と異なる存在であること」は国際結婚家庭の子どもへのプレッシャーとなっている。そうしたプレッシャーを感じるのは、いまだ学校環境の多くが過度に同質的であり、「周囲への同化が要請されている」と子どもたちが肌で感じているからである。

一方、一部の自治体では先進的な取り組みも見られる。たとえば、「外国人枠校」として外国人生徒を積極的に受け入れている大阪府立高校（2024年時点で8校設置）では、生徒のポテンシャルを引き出すために母語を「資源」として使い学びを活性化させるなど、先進的な教育実践が積み重ねられている（山本・榎井編2023）。筆者がインタビュー調査を行った国際結婚家庭では、例外なく子どもへの（日本語以外の）言語・文化の継承が親の大きな関心事だったが、子どもが日本の公教育を受けている場合、学校教育の中で子どもたちの母語教育には価値がおかれな場合がほとんどで、二つ以上の言語・文化の両立には大きな困難が伴っていた（敷田2013）。これら「外国人枠校」のように、公教育において母語・継承語教育の重要性が認識・評価されていけば、国際結婚家庭の子どもを取り巻く状況も大きく改善していくだろう。

国際結婚家庭の子どもたちがルーツを隠したり、言語・文化の違いのためにいじめやからかいを受けたりすることのない安心できる学校環境を整えていくのは、教育に携わる大人の当然の責務である。ところがここ数年、国際結婚家庭の子どもを含む外国にルーツを持つ子どもの髪色・髪質や髪型が校則違反だとして学校で厳しく罰せられるなど、子どもの人権を侵害するような事案が複数報告されている。日本社会には多様な人々が共に生きている。すべての子どもが多様で尊重されるべき存在であるという当たり前の前提を改めて確認し、教育現場のあり方を考えていかねばならない。

註

- 1) 「人種」は西欧中心的な世界観によって社会的に創られたものである。一方「民族」は、人種と異なり翻訳語ではなく、日本で生まれ中国や東南アジアにまで浸透した、日本の帝国主義や植民地主義との関係が深い言葉である（竹沢2021, pp.22-23）。本稿では、生物学的な意味での人種は存在しないが、人種概念から生まれた“創造物としての人種差別”は存在するという観点から、「人種」に関連する言葉を用いている。竹沢（2021）が指摘するように、現在の文化人類学や関連領域では「民族」概念もまた固定的・静的で実体のあるものではないとみなす傾向が強いため、夫婦がお互いに持ち寄る「文化」の違いこそが実際の生活において問題となる、という考えを反映させたのが「異文化間結婚」という表現だといえよう（た

だし、文化もまた結果ではなくプロセスであり、変容可能性を帯びたものである)。

参考文献

有吉佐和子, 2020, 『非色』, 河出文庫。

ブレーガー&ヒル編著, 2005, (吉田正紀監訳) 『異文化間結婚—境界を越える試み』 新泉社。

ブリット・ベネット, 2022, (友廣純訳) 『ひとりの双子』, 早川書房。

シンジア・アルツァ・ティティ・バタチャーリヤ・ナンシー・フレイザー, 2020, (恵愛由訳) 『99%
のためのフェミニズム宣言』 人文書院。

コリンズ, P.H.・S.ビルゲ, 2021, (小原理乃訳, 下地ローレンス吉孝監訳) 『インターセクショナルリ
ティ』 人文書院。

デラルド・ウィン・スー, 2020, (マイクロアグレッション研究会訳) 『日常に埋め込まれたマイク
ログレッション』 明石書店。

藤見よいこ『半分姉弟』, トーチweb, https://to-ti.in/product/hanbun_kyodai, 2023/06/19最終閲覧。

ゴッフマン, E., 2009, (石黒毅訳) 『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』
せりか書房。

堀口佐知子・井本由紀, 2014, 「ミックス・レースはどう語られてきたか——『ハーフ』に至るま
での言説をたどって」 岩渕功一編著 『〈ハーフ〉とは誰か—人種混淆・メディア表象・交渉
実践』 青弓社, pp.55-79.

伊藤るり, 2008, 「再生産労働の国際移転とジェンダー秩序の再編——香港の移住家事労働者導入
政策を事例として」, 伊藤るり・足立真理子編著, 『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉』 作品
社, pp.21-46.

ジェニファー・エバーハート, 2021, (山岡希美訳) 『無意識のバイアス——人はなぜ人種差別をす
るのか』 明石書店。

河合優子, 2014, 「日本における人種・民族概念と『日本人』『混血』『ハーフ』」, 岩渕功一編著 『〈ハ
ーフ〉とは誰か—人種混淆・メディア表象・交渉実践』 青弓社, pp.28-54.

貴堂嘉之, 2021, 「日本人はなぜレイシズム(人種差別主義)に向き合えないのか?——『ホワイト・
フラジリティ』の射程」 じんぶん堂, <https://book.asahi.com/jinbun/article/14360121>,
2023/03/08最終閲覧。

是川夕, 2018, 「日本における国際人口移動転換とその中長期的展望—日本特殊論を超えて」 『移民
政策研究』 vol.10, pp.13-28.

厚生労働省, 2022, 「父母の国籍別にみた年次別出生数及び百分率」, <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411621> (2023/12/2最終閲覧)

Minamiこども教室, <https://minami-kodomo.org/about>, (2023/12/2最終閲覧)

内閣府男女共同参画局, 2021, 「結婚と家族をめぐる基礎データ」

ネラ・ラーセン, 2006, (植野達郎訳), 『白い黒人』 春風社。

NHKニュースEASY, 「テニスの大坂なおみ選手が日本の国籍を選ぶ」, <https://www3.nhk.or.jp/news/easy/k10012121331000/k10012121331000.html>, 2019/10/15 配信記事 (2024/12/09最終閲覧)

ネラ・ラーセン, 2022, (鶴殿えりか訳) 『パッシング／流砂にのまれて』 みすず書房。

新田啓子, 2022, 「乱反射する片割れたち」, ブリット・ベネット (友廣純訳) 『ひとりの双子』 解説, 早川書房, pp.471-478.

落合知子, 2012, 「公立学校における母語教室の存在意義に関する研究—神戸市ベトナム語母語教室の事例から」 『多言語多文化—実践と研究』 vol.4, pp.100-120.

賽漠卓那, 2011, 『国際移動時代の国際結婚——日本の農村に嫁いだ中国人女性』 勁草書房。

敷田佳子, 2013, 「国際結婚家庭の教育に関する現状と課題：結婚移住女性に焦点をあてて」 『移民政策研究』 5, pp.113-129.

敷田佳子, 2016, 「在日国際結婚家庭における言語・文化継承に関する研究——中国・フィリピン・ブラジル出身女性を中心に」 大阪大学人間科学研究科博士論文。

下地ローレンス吉孝, 市川ヴィヴェカ, 2024, 「日本における複数の民族・人種等のルーツがある人々のアンケート調査結果」, 複数ルーツの人々のアンケート調査委員会。

下地ローレンス吉孝, 2018, 『「混血」と「日本人」—ハーフ・ダブル・ミックスの社会史』 青土社。

下地ローレンス吉孝, 「『ハーフ』『日本人』を考える (上)：結局、何と呼べばいいの？」 2018年11月13日配信記事, 公益社団法人ニッポンドットコム, <https://www.nippon.com/ja/currents/d00443/?pnum=2>, (2023年6月19日最終閲覧)

竹沢泰子, 2021, 「『人種』とヒトの多様性——学校でのまなびのために」, 中山京子・東優也・太田満・森茂岳雄編著, 『「人種」「民族」をどう教えるか—創られた概念の解体をめざして』 明石書店, pp.22-30.

竹沢泰子, 2023, 『アメリカの人種主義——カテゴリー／アイデンティティの形成と転換』 名古屋大学出版会。

上野加代子, 2011, 『国境を越えるアジアの家事労働者—女性たちの生活戦略』 世界思想社。

上野加代子, 2022, 『虐待リスク——構築される子育て標準家族』 生活書院。

山本ベバリーアン, 2013, (敷田佳子訳) 「『文化』 継承のための親の戦略における言語の意義」,
志水宏吉・山本ベバリーアン・鍛冶致・ハヤシザキカズヒコ編著, 『往還する人々の教育戦略』
明石書店, pp.284-299.

山本晃輔・榎井縁編著, 2023, 『外国人生徒と共に歩む大阪の高校 学校文化の変容と卒業生のライフコース』 明石書店。

吉田正紀, 2005, 「監訳者あとがき」, ブレーガー&ヒル編著, (吉田正紀監訳) 『異文化間結婚—境界を越える試み』 新泉社, pp.302-310.